

すべての一般住宅及び共同住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました

【設置する時期】

- 新築住宅（平成18年6月1日以降に建築する住宅）
 - ・平成18年6月1日から住宅用火災警報器の設置が必要となります。
- 既存住宅（平成18年6月1日にすでに建っている住宅）
 - ・平成23年5月31日までに住宅用火災警報器の設置が必要となります。

【設置する場所】

- 必ず設置が必要な部屋
 - ・寝室：普段の就寝に使われる部屋に設置します。子供部屋や老人の居室なども、就寝に使われている場合は対象となります。
 - ・階段：就寝がある階の階段に設置します。
- 設置義務はありませんが！！
 - ・火を使用する台所や居間、廊下等に設置すれば、より一層安全になります。

【購入に関する目安】

- 市販されている火災警報器は、天井に取り付けるタイプ／壁の上部に取り付けタイプ、煙に反応するタイプ／熱に反応するタイプ／火災・ガス漏れ複合タイプがあります。
- 日本消防検定協会の鑑定品には「NSマーク」が付いています。



- 値段は、型式や階級により色々ですが、1個5,000円～15,000円程度です。

火災を音で知らせるもの
5,000円程度/個

火災を音声で知らせるもの
～

ガスも検出するもの
15,000円程度/個

注意

【悪質業者にご注意下さい】

- 「火災警報器設置」について、訪問販売等の悪質な業者によるトラブルに注意が必要です。被害にあわないように、下記の点に注意しましょう。
- 「火災警報器を設置しなければならない」と訪問してくる業者には注意
 - 公的機関の職員が一般住宅を訪問し、火災警報器を販売することはありません
 - 「今だけ」「あなただけ」などと契約を急がせる業者には要注意
- ※火災警報器は、購入後の無条件解約の申し出（クーリング・オフ）の対象となっています。場合によっては、無条件で解約できることもあります。「おかしいな。」と思ったら消費生活相談窓口へご相談を!!

お問い合わせ：岡山県消費生活センター 電話 086-226-0999

鏡野町役場及び奥津振興センター・上齋原振興センター・富振興センターに火災警報器の「見本」を置いています。ご参考にして下さい。

平成18年度
第1回受付

地域振興作物に助成をします

地域の特性を活かした収益性の高い、本町特産の花弁・一般作物などを補助することにより、地域特産物の推進をおこないます。

◆ 対象

鏡野町に住所を有し、別表の地域特産物振興作物一覧表にある作物等を平成18年度中に田に作付した方で、交付要件を満たしていること。

ただし、ビオーネ及び果樹については、畑に作付した場合も対象になりますが、新植年度1回限りとなります。

◆ 申請期間（第1回目）

10月10日(火)～11月30日(木)まで

◆ 申請方法

鏡野町役場産業課又は各振興センター産業建設課に補助金申請書を提出していただきます。印鑑及び振込先のわかるものが必要です。

申請書の提出がない場合は、助成金が支払われません。

◆ お問い合わせ

鏡野町役場産業課又は各振興センター産業建設課

地域特産物振興作物一覧表

事業名	作 目	補助金額	交付要件
鏡野町地域特産物推進事業	葉わさび・いちご・うど・ほうれん草・山菜	10,000円/10a	①生産調整目標達成者（地域調整を含む） ②作付面積1a以上
	りんどう	10円/1本	①農協から苗購入者
	大豆	10,000円/10a	①生産調整目標達成者（地域調整を含む）
		100円/1kg	①農協への出荷者
	そば	300円/1kg	①生産調整目標達成者（地域調整を含む） ②農協への出荷者
	なす	5,000円/10a	①生産調整目標達成者（地域調整を含む） ②農協への出荷者 ③作付面積3a以上
	アスパラガス	5,000円/10a	
	ピオーネ	50,000円/10a	①植栽面積5a以上 ②交付は1回限り
	果樹全般（ピオーネを除く）	50,000円/10a	①生産調整目標達成者（地域調整を含む） ②作付面積5a以上 ③交付は1回限り